

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金（以下「補助金」という。）は、米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みのある 県内中小・中堅自動車サプライヤーの展示会出展に関する経費に対して予算の範囲内で交付するものとし、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びその他法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「経費の配分」とは、規則第5条第1号に規定する経費の配分をいう。
- (2)「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる各号のすべてに該当する展示会（以下「対象展示会」という。）へ出展するものとする。

- (1) 事業者との商談を開催趣旨とする展示会
- (2) 会期が補助金を申請しようとする年度の6月1日から2月末日までの間にある展示会
- (3) 東京国際展示場(東京ビッグサイト)、日本コンベンションセンター国際展示場(幕張メッセ)、大阪国際見本市会場(インテックス大阪)、愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)、名古屋市国際展示場(ポートメッセなごや)のいずれかにおいて開催される展示会

2 補助事業が複数ある場合であっても、交付の対象となるのは、一回の出展に限る。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業を実施するために直接必要な経費とし、その範囲は別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

- 2 同一年度内に国(独立行政法人を含む。)又は地方自治体の他の補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費については、その補助金等の額を控除した額を本補助金の補助対象経費とする。
- 3 補助対象経費に含まれる製品やサービスの調達が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社からであるものは、利益などを排除して交付申請をすること。

(補助金の交付対象者及び補助額の算出方法)

第5条 補助金の交付対象者、補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。

- 2 補助額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して、いずれか少ない方の額を交付する。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 補助事業者は、愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定

する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではないことを様式第1の補助金交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、知事に対し、様式第1の補助金交付申請書を別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、様式第2の事業事前着手届出書を様式第1の補助金交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第3の補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、交付決定日より前に発生した経費についても、前条第2項により様式第2の事業事前着手届出書の提出があった場合は、交付の対象とすることができる。遡及できるのは、原則として、補助事業において出展する対象展示会の開催の1年前までとするが、展示会への出展に係る主催者への申込や支払については、この限りではない。

4 知事が交付する補助金は、第1項の交付決定額を超えることができない。

(申請の取り下げができる期間)

第9条 前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときにおける規則第7条の規定による申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第4の交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付決定を受けた事業の変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第5による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 展示会の延期等により補助事業の遂行が困難となり、補助事業を中止又は廃止する場合

(3) その他の理由により、補助事業を中止又は廃止する場合

2 前項の承認には条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(状況報告等)

第11条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。また、補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第6の補助金状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は規則第13条に定める補助事業の実績について、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに様式第7の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合においては、報告書等の関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 10 条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 の補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、補助事業完了後に交付する。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者は、第 13 条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、10 開庁日以内に様式第 9 の請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 第 5 条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明した場合

(4) 第 10 条に規定する申請書の提出又は、第 12 条に規定する報告書の提出を怠った場合

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。この場合において、補助事業者は、規則第 18 条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

(書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助事業者の協力義務)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の改善等のために県が行う調査に対し、誠実に対応しなければならない。

(細目)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 26 日から施行する。

別表1（第4条関係）

以下の経費を補助対象とする。

補助対象経費	内容
①出展料	小間料金、web サイトへの登録料等、出展条件として展示会主催者に支払う経費
②施工費・装飾費	ブースの壁面や床面の工事及び照明やコンセントの電気工事等に係る経費、ブースのデザイン・装飾に係る経費
③設備リース料	ブースで使用する機器等のリース・レンタルに要する経費 例：モニター、スピーカー、机、椅子等
④電気使用料	ブースでの電気使用に係る経費
⑤運搬費	展示物の輸送、搬入・搬出に係る経費
⑥配布物作成費	補助事業で使用するパンフレット、ノベルティ等の配布物の作成に係る経費
⑦通訳・翻訳料	補助事業を実施するために必要な通訳・翻訳に係る経費
⑧その他諸経費	補助事業の実施に必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

別表 2（第 5 条関係）

補助金の交付対象者、補助率及び補助上限額は、以下のとおりとする。

交付対象者	補助率	補助上限額
米国関税措置の影響を受けている又は受ける見込みがある 県内の中小・中堅自動車サプライヤー ^{注1} であって、県の指定 するセミナーを受講した又は受講する予定の者	3分の2以内	500,000円

注 1：次に掲げる項目の全てに該当する者

- (1) 愛知県内に本店又は支店を有すること
- (2) 中小企業者^{※1}又は中堅企業者^{※2}であること
- (3) 自動車サプライヤー^{※3}であること
- (4) 米国関税措置^{※4}の影響を受けている又は受ける見込みがあること

※ 1 中小企業者

中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定される中小企業者

※ 2 中堅企業者

中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の企業

※ 3 自動車サプライヤー

自動車部品の製造・加工・試作、自動車部品金型の製作・試作を行う企業等

※ 4 米国関税措置

米国が令和 7 年 3 月 26 日に発表した、1962 年通商拡大法 232 条に基づく、日本からの自動車・自動車部品の輸入に対する追加関税

様式第 1

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)
連絡担当者 (職名及び氏名)
電 話 番 号

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付申請書

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金の交付を受けたいので、下記の内容を中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容
別紙 補助事業説明書のとおり

3 補助対象経費、補助率及び補助金交付申請額

A.補助対象経費	補助率	B.補助金交付申請額
円	2 / 3	円

※「A.補助対象経費」は、消費税を除いた金額を記載してください。

※「B.補助金交付申請額」は、「A.補助対象経費」に補助率（2 / 3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。「A.補助対象経費」に補助率（2 / 3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額が補助上限額（500,000 円）を上回る場合は、500,000 円と記載してください。

4 申請者の概要

主たる業種		
自動車関連事業の内容		
資本金の額	円	
従業員数	人	
直近 2 年間の売上高 (うち自動車関連の売上高)	直近期末	1 年前
	(円 円)	(円 円)
自動車関連の売上高の割合	%	%

米国関税の影響の内容 (今後の見込を含む)	
--------------------------	--

※「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類から該当する業種を記載してください。

※「資本金の額」は、登記簿(履歴事項全部証明書)に記載されている額を記載してください。

※「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)数を記載してください

5 誓約事項等

- 補助金の交付にあたり、県の指定するセミナー*を受講することを誓約します。

※本補助金の申請者向けのセミナーを6～10月に2回開催する予定です。補助金の交付には、セミナーの受講が必須となります(2回のうち1回の受講で可)。詳細は今後公表するとともに、申請者向けに通知いたします。

- 愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを誓約します。

- 補助金交付要綱及び補助金公募要領を全て確認し、内容について了承しています。

6 補助金受入口座名

銀行名	店名	種別	口座番号	口座名義人(カナ)
		普通 当座		

別紙（様式第1関係）

補助事業説明書

1 補助事業において出展する展示会

名称	
会場	
会期	
その他	以下に該当することを確認の上にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 事業者との商談を開催趣旨とする展示会

2 事業に要する経費

番号	区分	補助対象経費 (税抜き)	内容
①	出展料	円	
②	施工費・装飾費	円	
③	設備リース料	円	
④	電気使用料	円	
⑤	運搬費	円	
⑥	配布物作成費	円	
⑦	通訳・翻訳料	円	
⑧	その他諸経費	円	
A.補助対象経費の合計		円	

B.補助金交付申請額	円
------------	---

※同一年度内に国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体の他の補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費については、その補助金等の額を控除した額を補助対象経費とすること。
 ※「B.補助金交付申請額」は、「A.補助対象経費の合計」に補助率（2/3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。「A.補助対象経費の合計」に補助率（2/3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額が補助上限額（500,000円）を上回る場合は、500,000円と記載してください。

3 出展の内容、求める成果

4 その他特記事項

様式第2

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)
連絡担当者 (職名及び氏名)
電 話 番 号

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金事前着手届出書

年 月 日付けの申請については、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要
綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、異議は申し立てません。

記

1 事前着手する事業の内容

2 事前着手の理由

3 着手年月日
年 月 日

様式第 3

次モ第 - 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けの申請については、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定によって、下記のとおり決定します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額
金

円

3 補助条件

- （1） 補助金の交付対象となる事業及びその内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対する補助金の額の区分は、年 月 日付けで申請のあった中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- （2） 補助事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）及び中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。
- （3） （その他特記事項）

※実際に補助金として支払う金額は、実績報告書に基づき確定する。

様式第4

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付けの申請については、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請を取下げます。

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

事業の名称 (中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金
補助事業(変更、中止又は廃止)承認申請書)

年 月 日付け 次モ第 - 号で交付決定通知があった上記補助事業を下記のとおり
(変更、中止又は廃止)したいので、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱
第 10 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 変更、中止又は廃止の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

※変更、中止又は廃止の理由及び変更の内容は、できるだけ詳細に記入すること。
※経費の配分を変更する場合は、変更前後の比較表を添付すること。

様式第6

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

事業の名称 (中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金状況報告書)

年 月 日付け 次モ第 - 号で交付決定通知があった上記補助事業の遂行状況を中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 収支状況

3 スケジュール

様式第7

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金実績報告書

年 月 日付け 次モ第 - 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり補助事業が完了しましたので、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の額

区分	金額 (税抜き)	備考
A 交付決定額	円	
B 実績報告額	円	
C 差引額 (A-B)	円	

※「B 実績報告額」が「A 交付決定額」を上回る場合であっても、交付の上限額は「A 交付決定額」となります。

2 補助事業の着手日及び完了日

着手日	
完了日	

3 添付書類

- ・別紙「補助事業報告書」
- ・その他知事が必要と認める書類

別紙（様式第7関係）

補助事業報告書

1 補助事業の実施結果

(1) 事業の名称

(2) 出展した展示会

名 称	
会 場	
会 期	

(3) 出展の内容

(4) 出展の成果・今後の展開等

2 実績報告額内訳

番号	区分	補助対象経費 (税抜き)	内容
①	出展料	円	
②	施工費・装飾費	円	
③	設備リース料	円	
④	電気使用料	円	
⑤	運搬費	円	
⑥	配布物作成費	円	
⑦	通訳・翻訳料	円	
⑧	その他諸経費	円	
補助対象経費の合計		円	

実績報告額	円
-------	---

※同一年度内に国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体の他の補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費については、その補助金等の額を控除した額を補助対象経費とすること。

※「実績報告額」は、「補助対象経費の合計」に補助率（2／3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。「補助対象経費の合計」に補助率（2／3）を乗じ、千円未満を切り捨てた金額が補助上限額（500,000 円）を上回る場合は、500,000 円と記載してください。

様式第 8

次モ第 - 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 次モ第 - 号で交付決定した補助金については、下記のとおり額を確定し、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 既交付決定額 円
- 2 補助金の額の確定額 円

様式第9

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金請求書

年 月 日付け 次モ第 - 号で額の確定通知があった補助金について、中小・中堅自動車サプライヤー販路開拓支援補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

2 補助金受入口座名

銀行名	店名	種別	口座番号	口座名義人(カナ)
		普通 当座		

※様式1に記入した内容から変更が無い場合も記入してください。